

協働事業における事業経費の考え方

1. 収入について

(1) 応募者の負担金

- ・本事業実施にともなう、グループ・団体が負担する額を記載してください。

(2) すくらむ21からの事業費

- ・こちらに記載の金額が申請金額となります。
- ・事業実施方法の適切性や、すくらむ21が負担することになる金額を確認するため、タイプ(B)の申請でも収支予算書の提出が必要となります。なお、タイプ(B)の申請にあたっては当該欄を0円として、収支予算書を作成のうえ提出してください。

(3) 受講料、材料費・資料代

- ・タイプ(A)での実施は、協働事業経費補助があるため、講座参加者からの受講料は原則として無料となります。ただし、材料費・資料代等の実費経費はこれに限りません。

(4) その他の助成金、協賛金、寄付等

- ・本事業にかかる他の援助金等の収入見込みがある場合は記載してください。

2. 支出について

- ・本事業の実施に係る経費で、新たに必要となった部分を原則とします。グループ・団体の運営維持費は申請できません。
- ・原則として交付後の予算の変更(費目間流用)は認められませんので、ご注意ください。

(1) 諸謝金

[例：講師料、専門的内容に関する監修者謝金、保育スタッフ、など]

- ・講師料は、2～3時間の標準額として下記を目安としてください。
 - 大学教授、弁護士など：30,000円以内
 - 大学准教授、会社役員相当、税理士、中小企業診断士など：20,000円以内
 - 大学講師・助教、会社部長相当：14,000円以内
 - 会社課長相当、市民団体代表、アロマセラピストなど：12,000円以内
- ・原則として、グループ・団体内部のメンバー、スタッフが講師等を行う場合には謝金対象として認められません。グループ・団体内部のメンバー、スタッフが、特定の技能・知識を生かした講座等を実施する場合、2～3時間の下記を目安としてください。
 - 内部講師：5,000円以内

【保育にかかる謝金について】

- ・諸謝金のうち、保育にかかる内訳を記載ください。
- ・センターを会場として実施する際の一時保育は、センター主催事業の実施要領に準じて実施して頂きます。保育スタッフ一人あたりの標準的な人件費として3,500円(2.5時間の講座、前後の準備・片づけを含めて3.5時間勤務の場合)、及び交通費(交通費額は保育スタッフにより異なります)が必要となり、実施グループ・団体が事業経費のなかから負担するものとします。

(2) 旅費交通費

[例：打合せや講座・イベント開催時の電車・バス・タクシー代、遠隔地から招いた講師の宿泊費、など]

- ・本事業にともなう旅費、交通費に限ります。
- ・会計報告時、公共交通機関の領収書に代えて、経路・目的を記載した精算書を提出頂きます。

(3) 通信運搬費

[例：宅配便、切手等の郵送料、講座・イベントで使用する備品の搬入出時のタクシー代、など]

- ・本事業における講座・イベント等の開催周知、グループ・団体とセンターや業者との間での報告書等の受渡し等に係る経費です。
- ・事務所等運営のための電話代、インターネット回線使用料等は計上できません。

(4) 会場・設備使用料

[例：他施設の会場料、備品使用料、レンタル料、など]

- ・本事業の講座・イベントの開催、本事業に関するグループ・団体内での打合せでセンターを利用する場合には、施設利用料・設備備品使用料とも全額免除となります。

(5) 印刷製本費

[例：広報チラシ用紙代、報告書の印刷製本代、パネル印刷費、など]

- ・市内公共施設への配架は、講座・イベント1回あたり約500枚（原則モノクロ。カラー希望の場合は事務局にご相談ください。）を標準とします。500枚までは事務局で印刷をしますので、経費として計上しないでください。
- ・本事業に係るチラシで増刷を希望する場合は、用紙を持込んだうえでセンターの印刷機を利用できます。（印刷代、別途有料。）

(6) 消耗品費

[例：模造紙・ふせん・ペン・マジック・クリアファイル・封筒等の文房具、書籍代、など]

- ・日常使用する文房具、インク、用紙、パソコン周辺機器・ソフトなどは計上できません。
- ・1点あたりの消耗品費は20,000円未満です。

(7) 雑費

[例：協力者への手土産代、講師打合せ時の飲食代、交流会軽食費、など]

- ・本事業の打合せであっても、グループ・団体構成員のみでの飲食代を計上することはできません。
- ・アルコールを含む飲食代は一切計上することはできません。

(8) 人件費

[例：講座・イベント当日の運営スタッフ人件費、データ入力や図版制作等のアルバイト作業代、役員費、など]

- ・グループ・団体構成員に対する人件費は、本事業実施にともなう経費のみです。グループ・団体、事務所等の運営に係る人件費は認められません。経費としての計上は、その内容から判断します。
- ・事業費全体に占める人件費額は、原則として3割以内とします。
- ・人件費計上の際には、川崎市の公契約条例が定める最低賃金額（2020年10月から1,012円/時間）ご留意ください。